

山形県公共事業評価監視委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、山形県公共事業評価実施要綱（以下「要綱」という。）第6条(1)の規定により設置する山形県公共事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所 掌)

第2条 監視委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第6条(2)に基づく知事あての意見の提出
- (2) 市町村が実施する事業の事業評価に関し、当該市町村長から依頼があった場合の審査及び当該市町村長への意見の提出

(組 織)

第3条 監視委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、地域の実情をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 監視委員会に委員長を置き、委員の互選によって決定する。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 監視委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 6 会議で用いた資料等の取扱いについては、監視委員会が決定する。

(庶 務)

第6条 監視委員会の庶務は、県土整備部管理課及び農林水産部農村整備課において所管す

る。

(その他)

第7条 この要領に規定するもののほか、監視委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が監視委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成10年10月 6日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。